

議提議案第 号

## 公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和四年九月 日

提出者

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例の一部を改正する条例

公聴会の参加者等の費用弁償についての条例（昭和二十四年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、同法第</p> <p>二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人、三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）第七十九条第一項の規定により参加した参考人並びに三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）第二十六条の二第一項の規定により参加した参考人の要した費用の弁償は、次の例による。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条第一項後段の規定により出頭した選挙人その他の関係人、同法第百十五条の二第一項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者及び同法第百十五条の二第二項（同法第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人並びに同</p> <p>法第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人の要した費用の弁償は、次の例による。</p> <p>一・二 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

三重県議会会議規則及び三重県議会委員会条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。